

## 【環境対策課からのお知らせ①】年々ゴミや資源物の不適正排出が増えています!!

### ● ● 資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう! ● ●

町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物、特にプラスチック製容器包装類が、回収されずに残されているケースが増えています。

特に以下のような場合は資源物として回収されませんので、ご注意願います!

- ①プラスチック製容器包装類の中に生ゴミが混入している。  
⇒生ゴミは燃やすゴミ(有料)で排出願います。
- ②プラスチック製容器包装類の中に、汚れたものや「リサイクル」マークがついていないものが混入している。  
⇒汚れたものや「リサイクル」マークがついていないものは、燃やさないゴミ(有料)で排出願います。
- ③プラスチック製容器包装類を透明あるいは半透明の袋で排出していない。  
⇒色付きの袋で出されると中が確認できませんので、必ず透明か半透明の袋で排出願います。

分別が不十分のため、不適正と判断されて残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られています。

自分の出した袋が残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出してください。

**残された袋で地域の方が、大変迷惑しています!**

なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認願います。

また、資源物のステーションは、資源物の回収曜日が記された看板が設置されています。

看板のないゴミステーションでは、資源物を回収しませんのでご注意願います。

限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、きれいに洗淨し資源物として排出をお願いします。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金)。

いま一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。



## 【環境対策課からのお知らせ②】 個人の木造の物置などの解体について

個人の木造の物置、車庫等をご自分で解体し、一般廃棄物としてクリーンセンターへ搬入する場合は、解体前に届け出が必要です。搬入できるのはあくまでも、自己解体するものであり、業者に依頼したものは産業廃棄物となるため対象外です。なお、受け入れ前に産業廃棄物との区別をするため、現地での作業状況等を確認させていただきますので、搬入する前に必ず連絡願います。

クリーンセンターへの搬入は本人か、「余市町一般廃棄物収集運搬許可業者」でなければなりません。

許可業者以外の方が搬入することは、廃棄物処理法違反になる場合がありますので充分注意が必要です。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118